

市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館につきましては、市民の福祉を推進するための拠点として、より多くの方に施設を利用していただけるよう、利用機会の拡充を図ります。その一環として、現在の日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）の休館日を月曜日に変更し、開館日を増やします。これに伴い、休館日及び利用制限等の見直しを行います。

## 1 主な改正内容について

項目	改正前	改正後
休館日	日曜日、休日	月曜日 ※月曜が休日の場合は最も近い平日を休館
使用の許可	施設の使用には使用許可申請が必要	日曜日及び休日の子育てルーム内のキッズコーナー、子育てコーナー及び授乳室の使用許可申請は不要
使用の制限	営利目的の催しなどに使用されるおそれがある場合は利用不可	営利を目的とする催し等であっても利用可
子育てルーム	月曜日から金曜日	火曜日から土曜日 ※日曜日及び休日に限り、子育てルーム内のキッズコーナー、子育てコーナー及び授乳室を無料開放
子育てルームの利用者	0歳児以上3歳児以下の乳幼児及びその保護者等	小学校就学前の乳幼児及びその保護者等

## 2 休館日変更後の施設利用について

### 【現在】

◎休館日：日曜日及び休日

	月	火	水	木	金	土	日
子育てルーム	○	○	○	○	○	利用不可	休館
健康づくりコーナー	○	○	○	○	○	○	休館
会議室・相談室・ホール	○	○	○	○	○	○	休館

### 【変更後】

◎休館日：月曜日の場合

	月	火	水	木	金	土	日
子育てルーム	休館	○	○	○	○	○	一部 無料開放
健康づくりコーナー	休館	○	○	○	○	○	○
会議室・相談室・ホール	休館	○	○	○	○	○	○

◎休館日：月曜日が休日であり火曜日が平日の場合

	月	火	水	木	金	土	日
子育てルーム	一部 無料開放	休館	○	○	○	○	一部 無料開放
健康づくりコーナー	○	休館	○	○	○	○	○
会議室・相談室・ホール	○	休館	○	○	○	○	○

◎休館日：火曜日から土曜日に休日がある場合（例：水曜日が休日）

	月	火	水	木	金	土	日
子育てルーム	休館	○	一部 無料開放	○	○	○	一部 無料開放
健康づくりコーナー	休館	○	○	○	○	○	○
会議室・相談室・ホール	休館	○	○	○	○	○	○

## 3 休館日等の変更時期

令和8年4月1日から運用